

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年5月10日（木）9時30分～10時25分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第6号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第7号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第8号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第9号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）
- (6) 議案第10号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (7) 議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（所有権移転に関するもの）

- (8) 議案第12号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について
- (9) 議案第13号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第2回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は2番 高槻委員さんと、4番 渡邊委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 5 号から議案第 12 号の 8 議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 5 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 6 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上6件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 美川地区 推進委員	<p>事案番号 4 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この3筆の所有者は、町外にお住まいで耕作が困難である為、地元の方に譲渡されます。譲受人は、アスパラなど畑をされていますので、問題はないと思います。</p>
議 長 山田地区 推進委員	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 4 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 4 番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>事案番号 5 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は町外にお住まいです。来られて草刈りはされていましたが、保全の状態でした。譲受人の自宅の裏の土地になります。問題はないと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p>	<p>事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人の要望により、売買されます。譲受人にお話を伺ったところ、日当たりが良い土地ではないので、太陽光発電に転用することはない、と言われていましたので問題はないと思います。</p> <p>議 長</p> <p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>川面地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は町外にお住まいで、耕作不便の為、譲受人に耕作を依頼されたようです。譲受人は適正に管理されると思いますので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	<p>事案番号 <u>8</u> 番につきましては、石井委員さんの自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで石井委員さんの退席をお願いします。</p> <p>(午前9時40分 石井委員 退席)</p>
議 長	<p>事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
2 番委員	<p>3月1日の総会で審議しました土地の隣の土地です。</p> <p>譲受人が、まとめて耕作しましょう、という事ですので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>(午前9時42分 石井委員 着席)</p>
議 長	<p>事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
6 番委員	<p>譲渡人は、以前からこの土地を譲受人に耕作をしていただいていたそうです。この度、譲受人に贈与されます。</p> <p>双方に確認をしておりますので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>6</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分は、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番から <u>5</u> 番につきましては、同一案件のため、一括審議します。 地元委員さんの意見をお願いします。</p>
3 番委員	<p>譲渡人は 5 名おられます。8 筆を分譲住宅用地で宅地 2 1 区画分に転用します。1 番から 5 番の土地ですが、北側、東側、西側は道路で、南側は井原線に接していません。北側と南側に用水路が流れています。周辺の土地への影響はないと考えます。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番から <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番から <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>5</u> 件、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>7</u> 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>事案番号1番は、第1種農地ですが、例外許可規定「土地改良法に規定する非農用区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供するもの」に該当しますので許可意見としております。</p> <p>事案番号2番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
<p>議長</p> <p>8番委員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。 それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>既に転用されています。 転用された時期は、この辺りで、ほ場整備が行われた頃のようにです。 転用の申請がされていない事がわかりましたので、この度始末書を付けて申請されました。今後も資材置場として利用していく予定で、周囲の土地への影響はありませんので問題はないと思います。</p> <p>議長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>3番委員</p> <p>議長</p>	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。 それでは、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>平成11年頃から既に露天駐車場として使用されていたので、始末書をつけて転用の申請をされています。周辺の土地への影響はないと思いますので、問題はありません。</p> <p>議長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番つきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>8</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 127) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを <u>358</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(集積計画の概要説明)</p>
議 長	<p>それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>矢掛地区について説明します。 矢掛地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
美川地区 推進委員	<p>美川地区について説明します。 美川地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
三谷地区 推進委員	<p>三谷地区について説明します。 三谷地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
山田地区 推進委員	<p>山田地区について説明します。 山田地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
川面地区 推進委員	<p>川面地区について説明します。 川面地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
中川地区 推進委員	<p>中川地区について説明します。 中川地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>

<p>小田地区 推進委員</p>	<p>小田地区について説明します。 小田地区で申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>町外者からの申請について事務局から説明します。 町外者からの申請があった全案件について確認を行いました。 すべて適正に管理できるものと思いますので、許可して問題ないと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認報告が終わりました。 この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>議案第 <u>9</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 128) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">議案第 128 号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p style="text-align: center;">(計画の内容について説明)</p> <p>事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第 128 号について、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>10</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 129) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するもの <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>本計画は、4月の総会で承認された議案第4号の利用集積計画に基づき岡山県担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売渡すものです。 では、個別の事案を説明します。（事案説明）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p> <p>1番委員</p>	<p>農用地利用集積計画書（NO. 129）につきまして、地元委員さんの意見を願います。</p> <p>先月からの中間管理機構を通して売買する案件です。譲受人は、何年も前から利用権設定をして耕作されていた土地ですので、今後も適正に管理し耕作をしていかれると思いますので、問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、（NO. 129）につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、（NO. 129）につきましては、異議なしと決定いたします</p>
<p>議長</p>	<p>矢掛町農用地利用集積計画書（No. 129）（案）については、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 11 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の決定について、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>議案第 11 号別紙をご覧ください。</p> <p>平成 30 年 3 月の総会で点検・評価の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間（3/14～4/13）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、0 件でした。この結果を踏まえ、点検・評価は補正を行うことなく案のとおり決定することとします。</p> </div>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の</p>

議 長	<p>点検・評価」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第 1 1 号別紙のとおり、点検・評価を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 <u>1 2</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>議案第 1 2 号別紙をご覧ください。</p> <p>平成 3 0 年 3 月の総会で活動計画の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間 (3/14~4/13) ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、0 件でした。この結果を踏まえ、活動計画は補正を行うことなく案のとおり決定することとします。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。「平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 1 2 号別紙のとおり、活動計画を決定することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画を掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。</p>
議 長 美川地区 推進委員	<p>施行規則該当転用届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p> <p>申請者はアスパラ等を一生懸命されています。現在農機具が雨ざらしなので、倉庫と自宅の間の土地の一部に農業用倉庫を建て利用したいという届けです。</p>

議 長	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>1番は、借受人が農業をやめたため、解約するものです。</p>
	<p>2番は、借受人がお亡くなりになられたため、耕作を継続できなくなったための解約です。次の耕作者も決まっています。</p>
三谷地区 推進委員	<p>3番は、借受人はお亡くなりになられています。合意解約です。</p>
	<p>4番は、分家へ貸していたもので、相続で分かったので解約するものです。</p>
8番委員	<p>5番は、中間管理機構を通して契約する為、解約します。</p>
	<p>6番は、合意解約です。</p>
1番委員	<p>7番と8番は、別の方が耕作をされる為、解約します。</p>
	<p>9番は、借受人がご高齢の為、解約されます。次に耕作をされる方は決まっています。</p>
川面地区 推進委員	<p>10番は、借受人がご高齢の為に解約し、別の方が耕作をされます。</p>
中川地区 推進委員	<p>11番は、耕作が困難な為、解約されます。この地区でブドウを作られている方が引き続きぶどうをされます。</p>
議 長	<p>許可の取り止めについて</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本件は、平成26年2月27日に農地法第3条の所有権移転の許可を行っていた案件の取り下げで、本日審議していただいた議案第5号の事案番号5番の申請に係るものであります。</p>
	<p>取り下げの理由は、倉敷市在住の所有者から矢掛町在住の叔母に譲渡する予定でしたが、平成26年2月に許可を受けてから今まで所有権移転登記を行っておらず、叔母も高齢で耕作してもらえる方を探して地元委員に相談したところ、申請地の隣</p>

	<p>接地に居宅のある譲受人が取得することとなったものです。</p> <p>このため、所有権移転登記を行ってから再度、農地法第3条の申請を行うと手続きに費用と時間がかかることから、許可の取り下げを行ったものです。</p>
議長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>